

平成30年10月5日	第3回高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施に関する有識者会議	参考資料 6
------------	--------------------------------------	--------

平成 30 年 10 月 5 日

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議(追加発言)

公益社団法人 日本看護協会
常任理事 鎌田久美子

第3回標記会議について、欠席となりますため、前回の発言への補足等について、次のとおり提出いたします。

項目	主旨	理由
1	地域づくりや関係づくりへのインセンティブについて	健康日本 21 等を始めとして、ヘルスプロモーションの理念に基づき地域づくり、関係づくりに取組んできた市町村が、高齢者への保健事業でも成果がでてきている。そうした地域づくり、関係づくりへのインセンティブも検討が必要ではないか。
2	実施体制の整備について	<p>○外部機関の活用（委託）における考え方 外部機関活用のあり方について議論が必要である。委託を前提とするのではなく、市町村や広域連合が主体となって、目的達成のために、どのような実施のあり方が好ましいのかを検討し、その選択肢として委託が在り得るというメッセージの示し方が必要。</p> <p>○住民主体とした取組における関与・支援について 住民主体の通いの場でも、「必要はあるが、何らかの理由で通っていない」人々が、公平に通えるためには、行政、もしくは行政が養成したコーディネーター等による支援が必要ではないか</p>
3	評価について	<p>○事業評価について 一体的実施の事業評価は必要であるが、市町村の保健事業が複雑になることのないよう、十分な配慮が必要である。</p> <p>○参加者に効果があったかどうかといった個別の評価・フィードバックについて 同じ通いの場のプログラムの参加者において、対象によって判定、評価の時期や方法が異なることで、参加者に不公平感を生じさせることのないよう配慮が必要である。</p>

項目	主旨	理由
4	予算の確保について	<p>一般介護予防事業との一体的な実施の場合、どの予算を活用するのかといった一定の基準が必要である。</p> <p>加えて、「参加した人」にかかる経費は、一定程度整理が可能と考えるが、例えば「参加が必要で勧奨したが、保健事業には結びつかなかった人」も一定程度発生する。そうした人へのアプローチや、あらたな掘り起こし、ポピュレーションアプローチも重要である。このような、取組み全体を勘案・評価した予算の確保におけるスキームが必要である。</p>
5	県・県保健所の関与を位置づけることについて	<p>後期高齢者への保健事業は、医療機関・関連団体との連携が重要である。</p> <p>保健所は医療機関等との連携に優れ、医師である保健所長をはじめ、保健師、管理栄養士等の専門職集団である。医師会への説明や、健康課題の分析、参加者の状態変化や成果等のアセスメントにおいて専門的な視点から、地域の実情に応じた助言・支援等を市町村にも実施できる強みがある。</p> <p>本事業の実施には、県・保健所と市町村が一体となり実施することが成果をあげる上で重要であり、県・保健所専門職による支援・役割を明確に位置づけることが必要ではないか。</p>
6	専門職の配置・確保について	<p>後期高齢者の身体的・社会的な特性を鑑みると、保健事業を展開する上では、課題の分析、企画、評価、市町村との連携の上で、専門職の関与が必要であり、すべての広域連合で、保健師の確保が重要と考えている。</p> <p>広域連合では市町村からの職員の派遣となっている実態は理解しているが、それをもって「保健師の配置が困難」としてしまうのではなく、例えばセカンドキャリアの看護職等を「どのようにしたら配置・確保が実現可能なのか」という視点が必要。</p> <p>また、現在、広域連合における専門職の身分(常勤・非常勤、職位)等について、現状を把握した上で検討をする必要がある。</p>

以上